

○乳幼児等医療費の助成に関する条例

昭和48年3月15日

条例第5号

改正 昭和49年8月15日条例第23号

昭和53年12月20日条例第22号

昭和59年12月22日条例第24号

平成6年12月22日条例第21号

平成12年12月26日条例第33号

平成13年3月28日条例第9号

平成14年9月30日条例第21号

平成16年12月30日条例第19号

平成18年9月29日条例第25号

平成20年3月26日条例第8号

平成20年10月6日条例第20号

平成21年3月19日条例第4号

平成24年3月22日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等を扶養する者に乳幼児等医療費の一部を助成することにより、もって乳幼児等の健康増進と健やかな育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法

の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

3 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

4 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

5 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

6 条例第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

（対象者及び受給資格者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる対象者は、満12歳未満（誕生日の前日以後の最初の3月31日までの期間を含む。）の乳幼児等とし、これを扶養する者（以下「受給資格者」という。）に助成する。ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等
- (3) 所得の額が規則で定めている額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている乳幼児等

2 前項の規定による対象者及び受給資格者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により積丹町の区域内に登録されている者とする。

（助成の範囲）

第4条 町長は、対象者にかかる医療費から受診者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び附加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

2 削除

3 削除

4 町長は、第2条第3項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（受給資格者の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより受給資格認定申請書を提出して乳幼児等医療費受給資格の登録を受けなければならない。

（受給資格証の交付）

第6条 町長は、前条の規定により登録の申請があつた場合において医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者に対し受給資格証を交付する。

（受給資格証の提示）

第7条 受給資格者は、乳幼児等が医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において治療薬剤の支給を受ける際、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、町長が受給資格者の請求によりその助成する額を支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。

（助成の制限）

第9条 乳幼児等の病気又は負傷が第三者の行為によってなされ、かつ、その者によつ

て医療費の負担がなされた場合は、その負担の限度において医療費の助成を行わない。

(届出の義務)

第10条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の停止及び資格喪失)

第11条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による受給資格を喪失するものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 乳幼児等が死亡したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 この条例により給付を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の行為により医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該給付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第14条 この条例により、給付を受けることができる権利は、乳幼児等が保険医療機関等において療養を受けた日から起算して2年を経過したときに消滅する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第23号)

この条例は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

附 則(昭和59年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成6年条例第21号）

改正 平成12年12月26日条例第33号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
（標準負担額に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生労働省令で定める者については、厚生労働大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成12年条例第33号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に、現にこの条例による改正前の乳幼児医療費の助成に関する条例第3条の規定により受給資格を有していた者については、この条例改正後の乳幼児医療費助成に関する条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第21号）

（施行期日）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成及び支給については、その請求が施行日以後であってもなお従前の例による。

附 則 (平成18年条例第25号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則

平成18年9月29日

規則第29号

改正 平成20年3月26日規則第10号

平成24年8月1日規則第12号

平成27年12月30日規則第19号

乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和58年規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年積丹町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部負担金）

第2条 条例第2条第6項の規定による一部負担金の額は次のとおりとする。

（1） 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合

初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円）

（2） 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項各号に定める者の区分にかかわらず、44,400円とし、令第14条第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第2項各号に定める者の区分にかかわらず、12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第3条 前条第2項の場合であつて受給者が条例第2条第3項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第1項第3号に規定する所得の額等)

第4条 条例第3条第1項第3号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(受給資格者の認定申請)

第5条 条例第5条の規定により、認定申請をしようとする者は、乳幼児等医療費受給資格認定申請書(別記様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)
 - (2) 条例第3条第1項第3号に規定する保護者(乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類
 - (3) 第2条第1項に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(登録の承認の決定)

第6条 町長は、前条の認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録を決定したときは、乳幼児等医療費受給資格者登録承認通知書(別記様式第2号)により、また登録を承認しないことを決定したときは、乳幼児等医療費受給資格者登録不承認通知書(別記様式第3号)により当該登録申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第7条 町長は前条の規定により受給者であることを決定したときは、申請者に乳幼児等医療費受給者証(別記様式第4号)を交付するものとする。

- 2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、8月1日から翌年7月31日までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成金の申請)

第8条 条例第8条第1項の規定による医療費の助成の申請は、受給者が乳幼児等医療費助成申請書(別記様式第5号)に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて、町長に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第8条第2項の規定による医療費の助成の申請は、保険医療機関等が乳幼児等医療費請求書(別記様式第6号)を町長に提出することにより行うものとする。

- 3 前項の請求書は、月の初日から末日までの分を毎月ごとに翌月の10日までに提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、支払額を決定し、乳幼児等医療費助成金交付決定通知書(別記様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金の交付時期は、申請書を受領した月の翌日の末日までとする。

(条例第2条第4項に規定する額等)

第10条 条例第2条第4項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)第15条第2項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)の規定の例による。

(届出)

第11条 条例第10条の規定による届出は、乳幼児等医療費受給資格内容変更届(別記様式第8号)により行うものとする。

(受給者証の再交付)

第12条 受給者は、受給者証をき損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、乳幼児等医療費受給者証再交付申請書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が資格を喪失したときは、速やかに乳幼児等医療費受給者証を町長に返還しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第5条及び第9条の規定により交付を受けた受給者証は、なおその効力を有する。

附 則 (平成20年規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第12号)

この規則は、平成24年8月1日から施行し、平成24年7月26日から適用する。

附 則 (平成27年規則第19号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

第4条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

- 1 所得の額

所得の額は、前年の所得(1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。)とし、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額とする。

- 2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定によるものとする。

別記様式 (省略)